

役員等の報酬(規程)について

当法人は、定款の第八条、第二十一条の定めにより、役員(理事・監事)及び評議員の報酬について、支給しないもの(無報酬)とする。

令和 6年 6月25日

広島県尾道市平原三丁目1番15号

社会福祉法人 恵泉福社会

理事長 狩野 牧人

